

弁護士法人福岡法律事務所

代表弁護士福岡則博、弁護士尾崎悠吾

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: office@fukuma-law.com

執筆: 弁護士尾崎悠吾



Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

特定継続的役務提供取引の規制について

- 1 特定商取引法(以下「特商法」といいます)では、「特定継続的役務提供」に当たる種類の取引を規制しています(特商法41条から50条)。
- 2 特定継続的役務は、特商法施行令12条及び別表第四で指定されており、主に次の6つです。
 - ① エステティックサロンにおける施術
 - ② 語学教室(通信教育、オンライン指導も含む)
 - ③ 家庭教師
 - ④ 学習塾
 - ⑤ パソコン教室
 - ⑥ 結婚相手紹介サービス
- 3 契約総額について、上記①から⑥のいずれについても、5万円を超えるものが対象とされています(施行令11条2項)。また、役務提供期間について、上記①は1ヶ月を超えるもの、②から⑥は2ヶ月を超えるものがそれぞれ対象とされています(施行令11条1項・別表第四)(実質的に一体とみられる更新後の期間も通算されます)。
- 4 特商法は、「特定継続的役務の提供」(特定継続的役務提供契約)と「特定継続的役務の提供を受ける権利の販売」(特定権利販売契約)の2つを「特定継続的役務提供」としています(特商法41条)。
- 5 これらの特定継続的役務は、実際に施術やレッスンを受けてみなければ、その内容・質・効果等を判断すること自体が困難であり、誇大広告や不当な勧誘、中途解約の制限や高額の違約金等を巡ってトラブルが生じやすいと言えます。
- 6 そのため、まず、特定継続的役務提供に際しては、契約締結前に、法定事項を記載した契約の「概要書面」を交付しなければなりません(特商法42条1項・施行規則32条)。

また、契約を締結したときは、遅滞なく、法定の契約内容を記載した「契約書面」を交付しなければなりません(特商法42条2項・施行規則33条・34条、特商法42条3項・施行規則35条・36条)。

概要書面及び契約書面には、書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載しなければならず、また、JISの8ポイント以上の大きさの文字・数字を用いなければなりません(施行規則32条2項3項、34条4項5項、36条4項5項)。

書面交付義務に違反すると、罰金刑や、業務停止命令の対象になります。

- 7 契約書面を受領した日から8日間は、書面で解除の意思表示をすることにより、理由なく、契約を解除できます(クーリング・オフ)(特商法48条)。

契約書面が遅滞なく交付されていない場合や書面に不備がある場合、上記期間は進行しません。

特定継続的役務提供に際して政令で指定された関連商品を購入した場合には、その販売契約もクーリング・オフの対象となります(特商法48条2項、施行令の別表第五)。

クーリング・オフに伴う損害賠償・違約金の請求はできず(同条4項)、権利や関連商品の返還費用は販売業者の負担であり(同条5項)、履行済みの役務の対価等の請求もできず(同条6項)、支払済みの金銭は速やかに返還されなければならず(同条7項)、これらに反する定めは無効となります(同条8項)。

- 8 クーリング・オフ期間を経過した後であっても、理由なく、中途解約ができます(特商法49条)。

中途解約により、特定継続的役務提供契約では将来に向かって、特定権利販売契約及び関連商品販売契約では初めに遡って、いずれも契約が効力を失います。

特定継続的役務提供契約、特定権利販売契約、関連商品販売契約のそれぞれについて、中途解約に伴う損害賠償額の子定・違約金の上限額が定められており、上限額を超えてその請求をすることはできず、上限額を超える損害賠償額の子定や違約金の定めは無効となります（特商法 49 条 2 項・4 項・6 項、施行令の別表第四）。

例えば、特定継続的役務提供契約のうちの②語学教室等において役務提供後に中途解約がされた場合の損害賠償額の子定等の上限額は、「解除によって通常生じる損害の額（5 万円又は契約残額の 20% に相当する額のいずれか低い額）」と「提供された役務の対価に相当する額」を合算した額に、法定利率による遅延損害金の額を加えた額、とされています。

9 上記の「提供された役務の対価に相当する額」に関して、実際に提供されていないレッスンポイントを有効期限の経過等を理由として消化済みのものとみなすことができるかという問題があります。

裁判例（東京地裁平成 16 年 7 月 13 日判決）では、具体的な事案を踏まえて、消化済みのものとみなして中途解約時の精算を行うことは許されないと判断されています。

10 キャンペーン期間中として通常期よりも安い単価で契約した場合、中途解約時の「提供された役務の対価」や「解除によって通常生じる損害の額」の単価についてもキャンペーン価格で計算する必要があり、中途解約があった場合にのみ通常期の単価とする契約の定めは無効とされています。

11 入会金等の初期費用を支払っている場合、役務が「提供された」として入会金等を精算しないことが認められるかという問題があります。

特商法は、役務提供前の中途解約の場合の損害賠償額の子定・違約金の上限額を「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」とし、例えば、②語学教室等では 1 万 5 0 0 0 円をその費用の額としており（特商法 49 条、施行令の別表第四）、この 1 万 5 0 0 0 円を超える初期費用が必要とされることについての必要性と合理性を事業者

側が証明しない限り、この金額を超える分について役務が「提供された」と扱うことはできないと解されています。

12 対価の支払についてクレジットを利用していた場合、中途解約をした顧客は、特商法が定める上限額を超える金額の支払義務はないため、そのことをクレジット会社に対しても主張できます（ローン提携販売について割賦販売法 29 条の 4 第 2 項、包括信用購入あっせんについて同法 30 条の 4、個別信用購入あっせんについて同法 35 条の 3 の 19）。

13 最後に、特定継続的役務提供の規制については、適用が除外される場合があります。

例えば、顧客側が営業のために又は営業として特定継続的役務提供等契約をした場合には、適用されません（特商法 50 条 1 項(1)）。

国外にいる者に対する特定継続的役務提供についても、適用されません（同項(2)）。

事業者がその従業者に対して行う特定継続的役務提供についても、適用されません（同項(5)）。

14 このように、特定継続的役務の提供については、事業者側にとっては、契約書の作成時に十分留意する必要がありますが、新規に取引を行う際には、事前に専門家に相談されることをお勧めします。

また、顧客側にとっては、契約書に定めがあっても不利な条項が特商法により無効になる可能性がありますので、あきらめずに専門家に相談されることをお勧めします。